

口蹄疫清浄化に関する国際規則とOIEの役割

小澤 義博

(国際獣疫事務局アジア太平洋事務所：〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館311号)

Ozawa, Y. (1997). International regulations for achieving the freedom from foot and mouth disease and the role of the OIE. *Proc. Jpn. Pig Vet. Soc.*, 32: 12-14

1. 国際獣疫事務局 (OIE) について

国際獣疫事務局 (Office International des Epizooties) は世界で唯一の獣医関係の国際機関で英語名はWorld Animal Health Organisationである。1924年、パリに本部が設立され、現在144ヶ国が加盟している政府間ベースの国際機関である。

OIEの主な仕事は世界の動物 (家畜、魚、ミツバチ等) の伝染病の情報の収集と伝達、国際防疫規則の作成、病気の診断法およびワクチンの国際基準の作成、国際防疫計画の作成、研究計画の推進、国際貿易の推進等である。1992年、東京にアジア太平洋地域事務所が開設された。毎年5月、パリ本部で総会が開かれ、農水省の家畜衛生課長が日本代表として出席している。また、OIEのすべての出版物は農水省 (衛生課) に送られる。

2. 国際貿易問題

1988年、GATTのウルグアイ・ラウンドの交渉が始まり、動植物の衛生 (SPS) に関する貿易規則の交渉が続けられ、合意に達した。その結果、OIEは動物衛生に関する国際基準を定める機関として認められ、1994年に発足したWorld Trade Organization (世界貿易機関) の動物衛生の技術的問題に関する諮問機関に

指定された。従って、家畜、家禽、魚等の疾病で国際紛争が生じた場合には、技術的問題はOIEの国際規則と診断法の基準に基づいて処理することになった。

OIEでは4~5年に一度OIE国際動物衛生規則 (International Animal Health Code) の、同様の間隔で診断法およびワクチンの国際基準 (Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines) の改訂版をOIE出版部 (OIE, 12 rue de Prony, 75017 Paris, France) から出版している。これらの国際規則や基準はOIE全加盟国の正式な承認を得て作成される。従ってそれらを国際基準として国際間の交渉が進められることになっている。

3. 口蹄疫清浄化に関する規則

3.1 清浄国

口蹄疫の清浄国には「ワクチン非接種清浄国」と「ワクチン接種清浄国」の2種類あるが、日本政府はOIE総会での裁決に当たり、後者を認めることに反対した唯一の国である。しかし、世界的なコンセンサスとして両者が認められることになった。

ワクチン非接種で口蹄疫のない国としてOIEが1997年承認した国は47ヶ国で表1に示してある。またワクチンを接種していて口蹄疫の発生のない清浄国とし

表1：口蹄疫フリーの国々 (1997年5月現在)

ヨーロッパ		北中南米	アジア・オセアニア	アフリカ
アイスランド	チェコ	アメリカ合衆国	インドネシア	マダガスカル
アイルランド	デンマーク	カナダ	韓国	
イギリス	ドイツ		シンガポール	
イタリア	ノルウェー	キューバ	日本	
エストニア	ハンガリー	コスタリカ		
オーストリア	フィンランド	ハイチ	オーストラリア	
オランダ	フランス	パナマ	ニューカレドニア	
キプロス	ベルギー	ホンジュラス	ニュージーランド	
クロアチア	ポーランド	メキシコ	バヌアツ	
スイス	ポルトガル			
スウェーデン	マルタ	ウルグアイ		
スペイン	リトアニア	チリ		
スロバキア	ルクセンブルク			
スロベニア	ルーマニア			

てはアルゼンチンとパラグアイが認められている。

3.2 ワクチン非接種国が清浄国として認められる条件

- (1) 定期的しかも迅速な家畜疾病情報がOIEに提出されていること。
 - (2) 過去12ヶ月間口蹄疫の発生がなく、口蹄疫ワクチンの接種も行われていなかった場合、有効なサーベイランス・システムが存在し、口蹄疫の予防や防疫対策がすべて実施されてきたことを裏付ける書類を付けてOIEに清浄化宣言を提出する。
 - (3) ワクチン接種停止後に海外から口蹄疫ワクチンを接種した動物を輸入していないこと。
- 以上の条件が満たされ、申請が認められれば、OIEはその国を清浄国リストに加えることができる。

3.3 ワクチン接種国が清浄国と認められる条件

- (1) 定期的しかも迅速な家畜疾病情報がOIEに提出されていること。
 - (2) 過去2年間口蹄疫の発生がなく、次の2つの書類と共にOIEに清浄化の承認を申請し、認められた場合：
 - (a) 有効な疾病サーベイランス・システムが存在し、口蹄疫の予防、防疫対策がすべて実施されている。
 - (b) 予防のための定期的ワクチン接種が行われており、使われたワクチンはOIEの基準を満たしている。
 - (3) 口蹄疫ウイルスの存在を検出するための集中的で頻繁に行われる抗体サーベイランス・システムが実施されていること。
- これらの条件についての書類をOIEに提出し、認められた場合、その国は清浄国（ワクチン接種下）リストに加えられる。

3.4 ワクチン接種下の清浄国がワクチン非接種清浄国として認められるためにはワクチン接種を完全に停止してから最低12ヶ月間待たねばならない。

3.5 ワクチン非接種清浄国に口蹄疫が発生した場合

清浄国に戻るためには次の条件が必要となる。

- (1) 完全な殺処分政策*がとられ、抗体のサーベイランスが実行されており、最後の口蹄疫ケースが処分されてから3ヶ月経過した場合、あるいは

*殺処分政策とは：獣医行政官庁の監督のもとに行う診断の確認、感染動物および動物間の直接的接触による汚染の恐れのある動物群の殺処分等の防疫対策の実施を意味する。すべての感受性を有する動物（ワクチン接種動物を含む）を殺処分し、焼却し、埋却その他の安全な方法により病原体の伝播を防止する。この対策にはOIEのCodeに示されている手順で行う洗浄および消毒が含まれている。

- (2) 包囲ワクチン接種対策がとられた場合にはワクチンを接種された動物を殺処分してから3ヶ月間口蹄疫の発生のない場合（但し、感染群の完全な殺処分、抗体サーベイランス、緊急対策として包囲ワクチン接種が行われた場合に限る）。

3.6 ワクチン接種下清浄国で口蹄疫が発生した場合

清浄国に戻るためには次の条件を満たさねばならない。

- (1) 完全な殺処分対策が実施されており、12ヶ月間口蹄疫の発生がなかった場合、あるいは
- (2) 殺処分を行わず、2年間口蹄疫の発生が見られなかった場合には清浄国（ワクチン接種下）に戻ることが出来る。

3.7 以上、国単位での清浄化のプロセスについて述べたが、大きな国ではその国の一地域を清浄地域として宣言することが出来る。但し、清浄化地域はその国の他の地域から地理的、物理的バリアーもしくはサーベイランス地帯で完全に分離されていなければならない。その他にも幾つかの条件が満たされていなければならない。（詳細はOIE Code (1997) 88～89ページを参照）

4. 食肉を輸入する場合の注意

4.1 ワクチン非接種清浄国からの輸入は特に問題はない。

4.2 ワクチン接種下清浄国から輸入する場合

4.2.1 牛肉を輸入する場合、下記の条件を満たす証明書を必要とする。

- (1) と畜の条件：
 - (a) と殺前少なくとも3ヶ月間その牛は清浄国（もしくは清浄ゾーン）にいたこと。
 - (b) と殺は清浄国（もしくは清浄ゾーン）内にあると畜場で行われ、と畜前後に口蹄疫の所見が認められなかったこと。
- (2) 骨ぬき胴体の肉：
 - (a) 主なリンパ節を除去してあること。

(b) 骨抜き前に+2℃以上で24時間以上の熟成期をおき、肉 (longissimus dorsi) のpHが6.0以下になっていたことを証明すること。

(注) 熟成期は牛肉についてしか調べられていないので豚肉には当てはまらない。

4.2.2 豚、羊肉を輸入する場合、次の条件を満たす証明書が必要となる。

- (1) その動物は口蹄疫清浄国内（ワクチン非接種もしくは接種国）に生まれ、飼育されたものであること。
- (2) その動物は口蹄疫ワクチンを接種されていないこと。
- (3) 清浄国（もしくは清浄ゾーン）内のと畜場で処理され、と畜前後に口蹄疫の所見が認められなかったこと。

以上の条件を満たす必要があるが、豚、羊肉の場合、熟成期のないことや骨付き肉であることを考えると上記の証明だけですべてのリスクが防げるとは思えない。

以上は口蹄疫に関するOIEの国際法規のごく一部であるが、日本の将来の口蹄疫防疫もしくは予防対策の立案上何らかの役に立てば幸いである。その他、OIEは清浄化宣言国やWTOの要請があれば専門家を派遣し、実態を調査することが出来る。（但しその費用は関係国が負担する。）

また、OIEは東南アジアの口蹄疫事情、特に豚だけに感受性の高いウイルスの発生を重視しており、東南アジア口蹄疫撲滅運動（12ヶ年計画）を推進している。この運動にはASEAN7ヶ国が参加し、すでに第一期が今年9月に始まっている。第一期は準備期間で4年間、第二期はコントロール期間で5年間、第三期は清浄化期間で3年の予定である。バンコクのKasetsart大学内に本部が置かれ、すでに2人の専門家が活動を開始している。日本、オーストラリア、スイス、タイなどの資金援助の他にOIE、FAO、IAEA等の国際機関が協力してその指導にあたることになっている。その組織図は図1に示してある。日本の若い人々の積極的な参加を期待している。

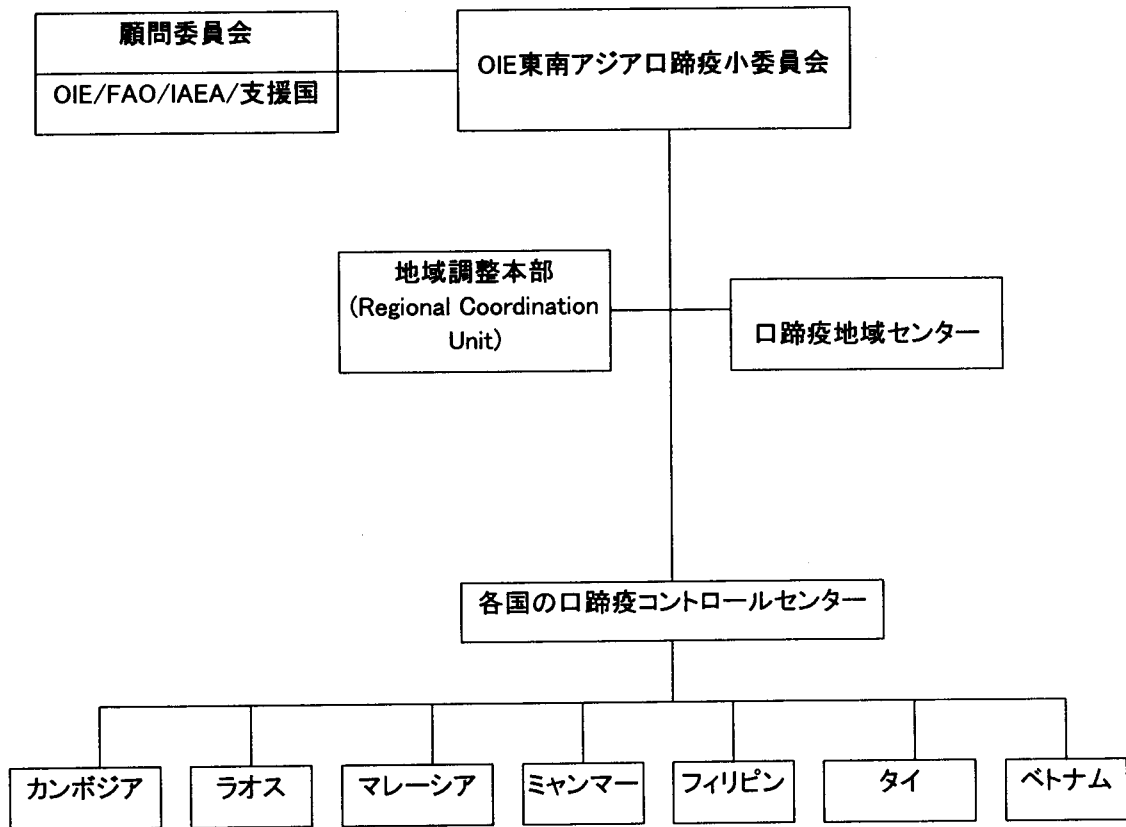


図1 東南アジア口蹄疫キャンペーン組織図